

# 平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課  
 担当名：福祉医療・後期高齢者担当  
 内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B8	ひとり親家庭等医療対策助成費			一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭等医療対策助成費	
事業期間	平成4年度～	根拠法令	ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱等 ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金交付要綱			戦略項目	01 子育ての安心		
						分野施策	010101 子育て支援の充実		
1 事業概要 ひとり親家庭等医療費支給事業の受給者数及び1人当たりの医療費が当初見込みを下回ったことによる減額補正。  (1) 市町村事業費補助 47,427千円 (2) 医師会等事務費補助 345千円				5 事業説明 (1) 事業内容 対象者：ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童とその母(父)又は養育者 所得制限：児童扶養手当制度の一部支給の所得制限限度額 児童扶養手当では、「全部支給」と所得に応じて全部支給されない「一部支給」とがあり、それぞれ扶親親族の数により所得制限額が設けられている。 (扶養親族1人の場合：所得限度額230万円 年収約365万円) 対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日(ただし、市町村民税非課税者は免除)  ア 市町村事業費補助 予算現額 1,071,635千円(補正要求額 47,427千円) 各市町村がひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱により、対象者に支給した医療費助成金に対して、補助金を交付する。 イ 医師会等事務費補助 予算現額 2,126千円(補正要求額 345千円) 保険医療機関等がひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱により、ひとり親家庭等医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担率：財政力指数1以下 (県1/2) 市町村1/2 財政力指数1超1.1未満 (県5/12) 市町村7/12 財政力指数1.1以上 (県1/3) 市町村2/3				(2) 事業計画 ア 財政力指数が1を超え1.1未満の市町村数 (平成24年度 3市町 平成25年度 2市町) イ 財政力指数が1.1以上の市町村数 (平成24年度 2市 平成25年度 1市)					
3 地方財政措置の状況 なし				(3) 事業効果 ひとり親家庭等の経済的負担が軽減され、生活の安定と自立に寄与する。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円				(4) 補正内容 受給者数及び1人当たり医療費の減による減額補正					
予算額				財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
決定額	47,772						47,772	1,025,989	
現計額	1,073,761						1,073,761		